

大館市友好都市等交流事業助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市と友好都市、防災協定及び災害時の相互応援協定を締結している市区町村等との教育、文化、観光、産業などの多面的交流を図り、人材育成や地場産業の活性化を図るため、交流事業に要する費用の一部を助成することを目的とし、この助成金の交付に関し必要な事項は大館市補助金等の適正に関する規則（昭和62年4月1日規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交流対象地域）

第2条 この要綱による助成金の対象となる交流地域は別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める市区町村等については助成金の対象とすることができるものとし、助成金については第7条の規定を適用する。

（助成対象団体）

第3条 助成対象となる団体は、次の各号すべてに該当するものとする。

- （1）規約等により組織、活動目的、役員構成、会費等が規定されている団体であること。
- （2）5人以上の市民で構成される団体であること。
- （3）主に市内で活動する団体であること。
- （4）政治、宗教又は営利を目的としない団体であること。

（助成対象事業）

第4条 助成対象とする事業は、助成対象団体（同一年度において既にこの要綱による助成金の交付を受けた団体を除く。）が行う次の交流事業とする。

- （1）教育、歴史、文化及びスポーツなどによる親善交流
- （2）農業、企業等の視察や研修など
- （3）本市の特産品等の紹介
- （4）その他、市長が特に必要と認めた場合

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、助成対象外とする。

- （1）観光を主たる目的とするもの
- （2）営利を主たる目的とするもの（特産品等の紹介は除く）
- （3）公務によるもの
- （4）政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- （5）学校教育の一環として行われるもの
- （6）他の市補助金等の交付対象となる事業
- （7）その他、現地での交流活動が希薄と認められるもの

（助成対象費用）

第5条 助成対象とする費用は、次の費用とする。ただし、この費用に公的

助成があるときは、その額を控除した額を助成対象費用とする。

(1) 旅費

(2) 宿泊料

(交付申請)

第6条 助成金の交付を申請する団体（以下「申請者」という。）は、事業を実施する1ヶ月前までに次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 大館市友好都市等交流事業助成金交付申請書（様式1）

(2) 大館市友好都市等交流事業参加者名簿（様式2）

(3) その他市長が必要と認めた書類

(助成金)

第7条 申請者に交付する助成金の額は次のとおりとする。なお、金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 助成対象費用の2分の1の額と3万円のうち、いずれか少ない額に参加する市民の数を乗じて得た額と20万円のうち、いずれか少ない金額とする。

3 市長が特に必要と認める場合は、助成対象費用の3分の2の額と5万円のいずれか少ない額に参加する市民の数を乗じた額と30万円のうち、いずれか少ない額とする。

4 前項に規定する市長が特に認める場合とは、交流事業先が関西地方以西にある場合とする。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定による書類を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるとは、予算の範囲内で交付を決定するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、交付に当たって条件を付することができる。

3 市長は、交付を決定したものに対して、その決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を大館市友好都市等交流事業助成金交付決定通知書（様式3）により速やかに通知するものとする。

(申請内容の変更)

第9条 申請者は、事業の計画及び予算を変更（市長が認めた軽微な変更を除く。）又は事業を中止しようとする場合は、速やかに大館市友好都市等交流事業変更(中止)申請書（様式4）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書類の提出があったときは、内容を審査し、必要があると認めた場合、規則第11条第1項の規定により助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定内容を変更することができる。

(前金払)

第10条 市長は、第8条に規定する交付決定後において、申請により、交

付決定額の2分の1を限度として前金払することができる。

2 申請者は、前項の規定により助成金の前払金の交付を受けようとするときは、大館市友好都市等交流事業助成金前金払申請書（様式5）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、前金払が適当であると認めた場合、大館市友好都市等交流事業助成金前金払決定通知書（様式6）により、速やかに通知するものとする。

（実績報告）

第11条 申請者は、申請した交流事業を実施したときは、事業終了後1月以内に、市長に対して、大館市友好都市等交流事業実績報告書（様式7）に関係する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消及び変更）

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定内容を変更することができる。

- （1）事業の全部又は一部を実施しなかったとき。
- （2）事業の内容に変更（市長が認めた軽微な変更を除く。）があったとき。
- （3）助成金を他の目的に使用したとき。
- （4）提出書類の記載事項に虚偽があったとき。
- （5）事業の実施方法が不適当であるとき。
- （6）前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定又は交付条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の取消し又は変更をしたときは理由を付して、申請者に対し、大館市友好都市等交流事業助成金取消（変更）通知書（様式8）により通知しなければならない。

3 前項の場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、大館市友好都市等交流事業助成金返還命令書（様式9）により、その返還を命ずるものとする。

（事故責任）

第13条 市長は、助成金を交付した交流事業による事故については、一切損害賠償の責任を負わないものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 2 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 3 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

市区町村名	助成金の額等	
	対象費用の 1 / 2 上限 3 万円	対象費用の 2 / 3 上限 5 万円
北海道函館市	○	
岩手県一関市	○	
岩手県平泉町	○	
宮城県仙台市	○	
宮城県塩竈市	○	
宮城県村田町	○	
秋田県横手市	○	
秋田県仙北市	○	
秋田県美郷町	○	
山形県東根市	○	
山形県小国町	○	
福島県郡山市	○	
福島県白河市	○	
福島県南相馬市	○	
福島県西郷村	○	
茨城県常陸大宮市	○	
東京都渋谷区	○	
山梨県中央市	○	

長野県青木村	○	
大阪府泉佐野市		○
兵庫県丹波篠山市		○
鹿児島県南種子町		○